

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【公表番号】特表2014-509649(P2014-509649A)
 【公表日】平成26年4月21日(2014.4.21)
 【年通号数】公開・登録公報2014-020
 【出願番号】特願2014-502729(P2014-502729)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)
 A 6 1 Q 17/04 (2006.01)
 A 6 1 K 8/37 (2006.01)
 A 6 1 K 8/40 (2006.01)
 A 6 1 K 8/35 (2006.01)
 A 6 1 K 8/44 (2006.01)
 A 6 1 K 8/29 (2006.01)
 A 6 1 K 8/27 (2006.01)
 A 6 1 K 8/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81
 A 6 1 Q 17/04
 A 6 1 K 8/37
 A 6 1 K 8/40
 A 6 1 K 8/35
 A 6 1 K 8/44
 A 6 1 K 8/29
 A 6 1 K 8/27
 A 6 1 K 8/34

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

いくつかの実施形態において、存在する全てのモノマー(i)は、酸官能基を有しないモノマーである。独立して、いくつかの実施形態において、存在する全てのモノマー(ii)は、1.490未満の屈折率を有するモノマーである。また、存在する全てのモノマー(i)が酸官能基を有しないモノマーであり、存在する全てのモノマー(ii)が1.490未満の屈折率を有するモノマーである実施形態もまた考慮される。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サンケア組成物であって、

(a) 一つ以上の完全に可溶性のポリマーであって、重合単位として

(i - a) 前記ポリマーの質量に基づいて30%~75質量%の、1.490以上の屈折率を有する、スチレン、メチルスチレン、及びこれらの組合せからなる群から選択される一つ以上のモノマー、

(ii - a) 前記ポリマーの質量に基づいて1%~30質量%の、2 アクリルアミド、2 メチルプロパンスルホン酸、アクリル酸、メタクリル酸、及びこれらの組合せからなる群から選択される一以上の酸官能性モノマー、並びに

(iii - a) 前記ポリマーの質量に基づいて5%~69質量%の、オレフィン、ジエン、及び(メタ)アクリレートからなる群から選択される一以上のモノマー；又は

(i / ii - b) 前記ポリマーの質量に基づいて31%~95質量%の、1.490以上の屈折率を有し、少なくとも一つの酸官能基を有する、スチレンスルホン酸、置換スチレンスルホン酸、及びこれらの組合せからなる群から選択される一つ以上のモノマー、並びに

(iii - b) 前記ポリマーの質量に基づいて5%~69質量%の、オレフィン、ジエン、及び(メタ)アクリレートからなる群から選択される一以上のモノマー

を含む、完全に可溶性のポリマーと、

(b) 少なくとも一つのサンケア活物質と、

を含み、

前記サンケア活物質が、オクチルメトキシシナメート、オクトクリレン、オクチサレート、オキシベンゾン、アポベンゾン、パラアミノ安息香酸、ホモサレート、二酸化チタン、酸化亜鉛、ベンゾフェノン類、ベンジリデン類、又はサリチレート類の少なくとも一つであり、

前記組成物がアルコールベースであり、ポリマー(a)がアルコールに可溶性であり、前記組成物の合計質量に基づく使用濃度0.5~7質量%において、結果として透明溶液になる、サンケア組成物。

【請求項2】

前記サンケア活物質が、少なくとも2つのサンケア活物質の混合物である、請求項1に記載したサンケア組成物。

【請求項3】

前記組成物が87より大きい接触角を有する、請求項1に記載したサンケア組成物。